

積極的な就業促進政策③ドイツ

需要側(事業主)に対する施策(助成措置等)

統合助成金(EGZ)

- 具体的内容** 就職困難な失業者を雇い入れる事業主に対し、対象労働者の賃金の50%を12か月間支給する。失業者が50歳以上の場合は、特例として支給期間は36か月までとなる。ただし、12か月経過するごとに助成は10%ずつ減額される(特例措置は2009年12月末日まで有効)。
- 利用実績等** 約6万1千人。うち50歳以上の者約2万4千人(2005年)

失業保険料の免除

- 開始年月** 2003年1月
- 具体的内容** 55歳以上の失業者を新たに雇用した事業主に対し、事業主負担分の失業保険料(賃金の2.1%)を免除する(2007年末まで有効)。